

令和6年度みえ県民文化祭地域自主プログラム事業実施要領

(趣旨)

第1条 広域的に活動している県内の文化団体及び文化団体が主体的に参加する実行委員会（以下「団体等」という。）が、地域の特色を活かしながら自ら企画して行う創造的で、みえ文化芸術祭におけるみえ県民文化祭にふさわしいと認められる事業に対し、三重県環境生活部長が「みえ県民文化祭地域自主プログラム」の認定を行うことにより、文化の普及・振興を図るものとする。

(認定対象者)

第2条 認定の対象となる団体等は、文化の振興を主たる目的として活動する文化団体で、次の各号に掲げるものとする。

(1) 次の基準をすべて満たす団体

- ア 県内に住所または活動の本拠を有すること
- イ 一定の規約等を有し、代表者が明らかであること
- ウ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
- エ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- オ 繼続して活動しており、また今後も活動を行う見込の団体であること
- カ 次のいずれかの要件を満たす団体であること
 - (ア) 県内各地の団体を包括している等、県全域にわたり活動している団体
 - (イ) 別表に掲げる圏域のうち、複数の圏域にまたがり広域的に活動している団体
 - (ウ) 過去3年以内に、別表に掲げる圏域のうち、複数の圏域から公募による者が発表・出演等を行う事業を主催しており、また今後も公募による発表者・出演者等が見込まれる事業を主催する団体

(2) 上記の規定にかかわらず次の団体は認定の対象としない

- ア 市町および市町が出資した施設管理を目的とする法人
- イ 学校、事業所内の文化活動団体
- ウ 市町等地方公共団体から運営補助を受ける団体
- エ 文化の振興以外の主たる目的をもって活動する団体（政治、宗教、営利等を目的とする団体）

(認定対象事業)

第3条 認定の対象となる事業は、当該年度において1団体につき1事業とする。

2 対象事業は、団体等が自ら企画して行う創造的な事業で、次の各号に掲げるものとする。

(1) 次の基準をすべて満たす活動

- ア 営利を目的とするものでないこと
- イ 特定の政党若しくは政治的団体又は宗教のための活動でないこと
- ウ 広く県民一般を参加対象とした活動であること
- エ 当該年度の4月1日から3月20日までに実施される活動であること
- オ 環境に配慮するとともに、障がい者、高齢者、子ども、外国人など誰でも参加できる活動であること
- カ 次のいずれかの要件を満たす活動であること
 - (ア) 団体等の構成員による発表・出演等を行う公演等

ただし、発表者・出演者等がおおむね団体等の構成員であれば、(ア)を満たしているものとみなす。

- (イ) 別表に掲げる圏域のうち、複数の圏域から公募による者が発表・出演等を行う公演等

(2) 前号の規定にかかわらず次の活動は認定の対象としない

- ア 文化の振興以外の主たる目的をもって行う活動
- イ 県外で実施する活動や他の大会等に参加することが目的の活動
- ウ 教授所、教室が行う稽古ごと習いごとのおさらい会その他の特定の会員のみに限られる活動
- エ 出版を目的とする活動のうち、同人誌、会員誌の出版
- オ 事業内容について自ら企画して行うものでない活動

(3) 次のいずれかに該当する活動

- ア 優れた文化の実績があり、質的向上を図る活動

- イ 文化的な国際的な交流活動
- ウ 次代の担い手育成につながる活動
- エ 県民が文化にふれる場を提供する活動
- オ 地域に伝わる伝統的文化を保存、継承し、また埋もれている文化を再興する活動
- カ 発展の可能性を備えたオリジナリティのある活動
- キ 地域間及び異分野交流による新しい文化の創造を行う活動
- ク 文化領域の拡大を図る活動

(認定の申請)

第4条 認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、別に定める期日までに三重県環境生活部長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 団体等調書（第3号様式）

(認定の決定)

第5条 三重県環境生活部長は、認定の申請があったときは、その内容を審査し、認定すべきものと認めたときは、速やかにその認定の内容及びこれに付した条件を記載した認定通知書により申請者に通知するものとする。

なお、三重県環境生活部長は認定の審査にあたり、みえ県民文化祭運営委員会に意見聴取を行うことができるものとする。

また、認定の決定があった団体は三重県知事に対して当該年度にかかる三重県文化振興基金活用事業補助金の交付申請を行うことができる。ただし、令和6年度においては、三重県文化振興基金活用事業のうち、みえ文化芸術祭におけるみえ県民文化祭地域自主プログラムにかかる募集がある場合に限る。

(認定事業の変更)

第6条 申請者は、認定通知を受けた後において、第4条の申請内容に掲げる変更をしようとする場合は、速やかに事業変更申請書（第4号様式）を三重県環境生活部長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる変更の場合は、速やかに三重県環境生活部長に事業変更届出書（第4号様式）を提出するものとする。

- (1) 団体等の代表者または住所の変更
- (2) 第3条第2項第1号工に掲げる範囲内の実施日の変更

3 前条の規定は、第1項の変更申請があった場合に準用する。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、前条の規定に基づき三重県文化振興基金活用事業補助金の交付申請を行い、その交付決定を受けた者については、同補助事業における変更交付申請書の提出をもって第1項に定める変更申請又は第2項に定める届出をしたものとみなす。

(認定事業の中止または廃止)

第7条 申請者は、認定通知を受けた後において、事業を中止又は廃止しようとするときには、速やかに事業中止（廃止）届（第5号様式）を三重県環境生活部長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条の規定に基づき三重県文化振興基金活用事業補助金の交付申請を行い、その交付決定を受けた者については、同補助事業における事業中止（廃止）承認申請書の提出をもって前項に定める提出をしたものとみなす。

(実施報告)

第8条 認定を受けた者は、当該事業が終了したときには、次のいずれか早い期日までに実施報告書（第6号様式）を三重県環境生活部長に提出しなければならない。

- (1) 事業が終了した日から起算して30日を経過した日
- (2) 当該事業年度の3月31日

2 前項の規定にかかわらず、第5条の規定に基づき三重県文化振興基金活用事業補助金の交付申請を行い、その交付決定を受けた者については、同補助事業における実績報告書の提出をもって前項に定める報告をしたものとみなす。

(認定の取消)

第9条 三重県環境生活部長は、認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する申請書及び添付書類並びに第8条第1項に規定する実施報告書及び添付書類に虚偽の記載もしくは申告があつたとき
- (2) 第2条に規定する認定基準を満たさなくなったとき
- (3) 第3条に規定する認定基準を満たさなくなったとき
- (4) 前各号のほか、みえ県民文化祭地域自主プログラム事業実施要領に定める事項を遵守しない場合など、認定を取り消すことが適當であると三重県環境生活部長が認めるとき

2 前項の規定により認定の取消を行った場合は、三重県環境生活部長は速やかに申請者に通知するものとする。

(その他)

第10条 当該事業の認定に関しては、この要領に定めるもののほか、必要な事項は三重県環境生活部長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年度事業に適用する。

別表（第2条関係）

圏域	市町
北勢	いなべ市、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中南勢	津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	伊賀市、名張市
東紀州	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

(注) 複数の圏域にまたがる場合であっても、隣接する市町のみの場合は広域的とは認めない